

# 特別会計

●特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区分して経理する会計で、当町には5会計あります。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
墓地公園特別会計	761万円	525万円	236万円
国民健康保険特別会計	8億4,068万円	7億4,452万円	9,616万円
介護保険特別会計	4億6,835万円	4億5,163万円	1,672万円
後期高齢者医療特別会計	9,358万円	9,055万円	303万円
公共下水道事業特別会計	5億7,214万円	5億5,139万円	2,075万円
合計	19億8,236万円	18億4,334万円	1億3,902万円

※各項目ごとの1万円未満を四捨五入しているため、合計・差引額が一致しない場合があります。

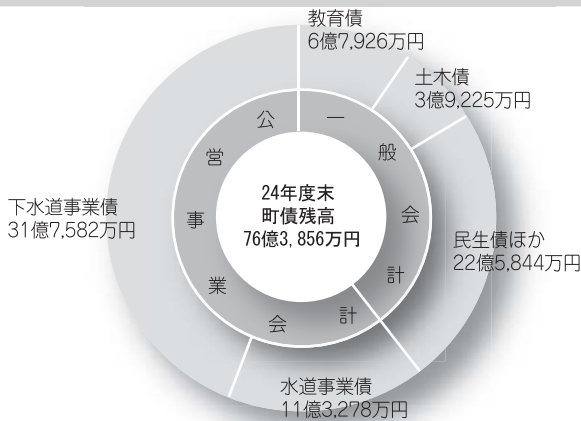
# 公営企業会計 (法適用分)

●公営企業会計は、民間企業と同じような経営をしている事業で、地方公営企業法の適用を受けるものとして、当町には1会計あります。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
水道事業	収益的 2億7,591万円	2億5,805万円	1,786万円
	資本的 2,033万円	1億920万円	△8,887万円
合計	2億9,624万円	3億6,725万円	△7,101万円

※△は不足額。資本的収支の不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補っています。

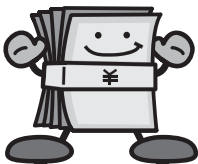
# 町債の状況



●町民1人あたりの借入金残高…  
平成19年度…96万5,426円 → 平成24年度…77万4,780円

# 基金の状況 (普通会計)

積立基金	17億4,576万円	定額基金	1億9,573万円
うち財政調整基金	10億8,131万円		
基金総額 19億4,149万円			



●町民1人あたりの基金残高…  
平成19年度…12万5,038円  
↓  
平成24年度…19万6,926円

— 財政健全化法 —

# 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

これは、財政の健全化に関する比率を設け、同比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び再生、並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、計画実施を促進するための行財政上の措置を講じるというものです。

当町の平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりです。

〈健全化判断比率(普通会計)〉 (単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.2	17.2
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

(注1) 各比率下欄の( ) カッコ内の数値は、当町の早期健全化基準を表しています。

(注2) 早期健全化基準とは、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上となった場合、議会の議決を経て、早期健全化計画を定めることが必要となる数値です。

◎実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。正の数値は赤字の割合を示します。実質赤字がない場合は、「—」が表示されます。

◎連結実質赤字比率

当町における全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。正の数値は赤字の割合を示します。実質赤字がない場合は、「—」が表示されます。

◎実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。平成18年度に地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い用いられてきた指標ですが、この指標が18%以上の団体には、引き続き地方債の発行には知事の許可が必要となります。

◎将来負担比率

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や第三セクター等の負債を含む)の標準財政規模に対する比率。ストック(負債等)の状況を表しています。

〈資金不足比率〉

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)	備考
水道事業会計	—	20.00	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定。
公共下水道事業特別会計	—	20.00	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定。

(注1) 経営健全化基準とは、当該公営企業についての資金不足比率が基準以上となった場合、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めることが必要となる数値です。

◎資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。正の数字は資金不足の割合を示します。資金不足がない場合は、「—」が表示されます。